

木更津市告示第149号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第6条第1項の規定により、令和7年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号。以下「条例」という。）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

木更津市長 渡辺 芳邦



一般廃棄物処理実施計画

I 総括

1 基本方針

(1) ごみ処理

- ア ごみの減量化・資源化の推進
- イ ごみの適正処理と効率化の推進
- ウ 市民協働による取組みの推進

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理

- ア 生活排水処理施設の整備と普及
- イ し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

2 計画の期間及び計画区域

(1) 計画期間

この一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(2) 計画区域

計画区域は木更津市全域とする。

ただし、広域廃棄物処理事業に係る基本協定に基づき、君津市、富津市及び袖ヶ浦市で発生する一般廃棄物を、君津地域広域廃棄物処理施設で処理する。

II 池田町ごみ処理計画

1 ごみ処理実施計画

(1) 廃棄物の種類・発生見込量

廃棄物の種類	発生見込量
燃やせるごみ	44,020t／年
燃やせないごみ	926t／年
粗大ごみ	1,380t／年
資源ごみ	5,289t／年
計	51,615t／年

(2) ごみの減量化・資源化の推進

ア 家庭系ごみの減量化・資源化の推進

- (ア) リサイクルフェアの開催や積極的な情報発信を行うとともに、施設見学会や講演会、出前講座の開催等について検討し、減量化・資源化への意識啓発を推進する。
- (イ) 資源ごみ集団回収助成金を交付し、資源ごみ集団回収活動を支援する。
- (ウ) 生ごみ肥料化容器（肥料化容器・機械式処理機）の購入設置に対して助成金を交付し、生ごみの減量化を推進する。
- (エ) レジ袋の減量、食品ロスの削減等、一人の消費者としてできる取組を啓発する。
- (オ) 指定ごみ袋制度、ごみ有料化、粗大ごみの有料戸別収集制度を継続して実施する。
- (カ) 使用済み小型家電、小型電子機器等の収集を実施し、それらに含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や廃棄物の適正処理を図ることで循環型社会の形成を推進する。
- (キ) ごみの減量化、資源循環型社会の更なる推進を目的に、家庭廃食油の回収を行う。
- (ク) クリーンセンターに持ち込まれた粗大ごみの内、再使用か家具を希望する市民へ提供することにより、使用済製品の再利用を推進し、ごみの減量化及び資源化を推進する。

イ 事業系ごみの減量化・資源化の推進

- (ア) 事業所に対して、ごみの減量化・資源化を周知徹底するとともに、排出や分別、

資源化、家庭系ごみへの混入抑制等についての指導を強化する。

- (イ) 多排出事業所に対して「事業系廃棄物の減量化及び資源化に関する計画」の提出を求め、適正な処理と減量化・資源化目標の達成について指導する。
- (ウ) 事業系ごみ搬入車両の展開・開被検査の実施、事業系ごみ処理手数料適正化の検討等により、事業系ごみの減量化・資源化を進める。

ウ ごみ減量化・資源化のためのシステム整備

- (ア) 食品トレイ、紙パック、廃食油、プリンタートナー、充電式電池など、事業者による自主回収ルートを活用するとともに、このルートが市民に活用されるよう、情報提供を行う。
- (イ) 君津地域広域廃棄物処理施設から発生する溶融スラグ・溶融メタルについて、市の公共工事での利用促進を図る。
- (ウ) せん定枝の堆肥化など、新たな品目の資源化について検討を進める。
- (エ) 容器包装プラスチックの一括回収を実施する。
- (オ) 製品プラスチックの一括回収を令和7年10月から実施予定。

(3) ごみの適正処理と効率化の推進

ア 適正な収集・運搬の推進

- (ア) 収集作業の効率化や安全の確保を図るため、ごみ出しのルール遵守やマナー向上等の普及啓発や指導を行う。
- (イ) より効率的な収集運搬体制について検討を行う。
- (ウ) 収集運搬委託車両及び事業系ごみ搬入車両の展開・開被検査を実施し、不適正搬入の防止と適正な収集運搬を推進する。
- (エ) 利用者の管理となっているごみステーションについて、必要な調整を行うとともに、ごみステーション台帳のシステム化による効率化等を図る。

イ 収集運搬計画

一般廃棄物の種類 及び分別の区分		収集運 搬主体	計画 収集量	収集 回数	収集方法	搬入先
家庭系	燃やせるごみ	委託 業者	21,600t	週2回	指定ごみ袋に入 れ、所定の集積所に分別	君津地域広域 廃棄物処理施設
	燃やせないご み	市直営	760t	月2回	排出されたも のを指定曜日 に収集	木更津市クリ ーンセンター
	粗大ごみ	委託 業者	170t	電話予約による戸別収集		
資源ごみ	容器包装プ ラスチック	委託 業者	780t	週1回	指定ごみ袋に入 れ、所定の集積 所に分別排出さ れたものを指定 曜日に収集	株佐久間木更 津リサイクル センター
	びん・か ん・ペット ボトル	委託 業者	1,860t	週1回		
	雑誌	委託 業者	2,090t	月2回	所定の集積所に 分別排出された ものを指定曜日 に収集	株佐久間木更 津営業所
	雑紙	委託 業者		月2回		
	段ボール	委託 業者		月2回		
	紙箱	委託 業者		月2回		
	紙パック	委託 業者		月4回		
	新聞	委託 業者		月2回		

	衣類	委託業者	140t	月2回		(有)ミズサワ
	小型家電	市直営	9t	隨時	自己搬入	木更津市
	自己搬入ごみ	市直営	2,170t	隨時		クリーンセンター
事業系	燃やせるごみ	直接搬入 又は許可業者	21,280t	随时		木更津市クリーンセンター 又は君津地域 広域廃棄物処理施設
	燃やせないごみ		26t			木更津市クリーンセンター
	粗大ごみ		290t			
	資源ごみ		410t			(株)佐久間木更津リサイクルセンター

ウ 中間処理計画

(ア) 市内から発生する廃棄物

施設名	処理内容	搬入する廃棄物の種類	処理見込量	処理主体
木更津市クリーンセンター	破碎処理	不燃ごみ 粗大ごみ	926t 1,380t	市直営
君津地域広域廃棄物処理施設	焼却(ガス化溶融)処理	可燃物 不燃残渣 汚泥類等	44,427t 1,076t 2,154t	委託

(株)佐久間木更津リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	びん・かん・ペットボトル 容器包装プラスチック	2, 270 t 780 t	委託
(財)日本容器包装リサイクル協会	再商品化	びん・ペットボトル・容器包装 プラスチック	1, 409 t	委託
遠東石塚グリーンペット株	再商品化	ペットボトル	405 t	売却

(イ) 市区域外から発生する廃棄物

施設名	処理内容	搬入する廃棄物の種類	処理見込量
君津地域広域廃棄物処理	焼却(溶融) 処理	君津市、富津市、袖ヶ浦市及び鴨川市の一般廃棄物	54, 842 t

エ 最終処分計画

処分方法	処分物	処分見込量	処理主体	委託先
埋立処分	溶融飛灰	1, 390 t／年	委託	グリーンフィル小坂(株) (秋田県鹿角郡小坂町)
		600 t／年	委託	(株)エコスマツ (山形県米沢市)

オ その他適正なごみ処理の推進

- (ア) 適正処理困難物や家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づくりサイクル品目、パソコン（一辺が 40cm 以上のもの）などの市が収集・処理しないごみについて、処理方法や処理が可能な民間事業者等の情報提供を積極的に行う。
- (イ) 事業所から排出される産業廃棄物のうち、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めたもの（条例指定産業廃棄物）については、品目・数量等を制限して受け入れ、適正に処理する。
- (ウ) 資源ごみの抜き取り行為対策や不法投棄対策を進めるとともに、在宅医療に伴う医療系廃棄物、災害廃棄物、海岸漂着物等についても、仕組み・体制等の検討を行う。

カ ごみ処理施設の適正な維持管理

- (ア) 設備機器の保全や日常の運転管理を適切に行い、安定した処理を進める。
- (イ) 平成 17 年度末で廃止されたクリーンセンター焼却施設や老朽化が進んでいる粗大ごみ処理施設など、今後のクリーンセンター施設全体の利用計画について検討を行う。

キ ごみ処理の効率化の推進

- (ア) 現在直営で収集しているごみの段階的な民間委託移行を検討する。
- (イ) 一般廃棄物会計基準導入の検討や、各業務の改善・見直しを推進する。

(4) 市民協働による取組みの推進

ア 市民参加による減量化・資源化の推進

- (ア) ごみ減量やリサイクルに自主的に取り組んでいる団体・グループ等の活動を紹介するなどの支援を行う。
- (イ) リサイクルフェアを開催する。
- (ウ) 木更津市廃棄物減量等推進審議会を設置するとともに、市民の声を聞く機会を積極的に作る。

イ 事業者との連携

- (ア) 事業者による自主回収ルートを活用するとともに、このルートが市民に活用されるよう、情報提供を行う。
- (イ) マイバッグ持参の呼びかけ、簡易包装の実施、資源物の自主回収など、自らがごみ減量化・資源化に取り組むよう、事業者に対して要請する。
- (ウ) 排出事業者や収集運搬業者等との意見交換の実施など、事業者の意見を聞く機会を積極的に作る。

ウ 情報共有の推進

- (ア) ごみ出しカレンダーやごみ分別ガイドブック、広報きさらづ、木更津市ホームページ等の媒体により、新しくて充実した情報提供を行う。
- (イ) ごみ分別ガイドブックの内容に変更が生じた場合は速やかに修正、変更、追加など見直し、周知する。
- (ウ) 中間処理施設・再商品化施設の見学会やごみの分別などについて、出前講座等の開催を検討する。

2 し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画

(1) 廃棄物の種類・発生見込み

廃棄物の種類	発生見込量
し尿	2600k1／年
浄化槽汚泥	30, 400k1／年
計	33, 000k1／年

(2) 生活排水処理施設の整備と普及

ア 合併処理浄化槽の普及・促進

公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し、設置を促進する。

イ 净化槽適正管理の普及啓発

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽については、設置者の責任のもとで適正な維持管理が行われるよう、定期的な保守点検・清掃や法定検査の実施等について、普及啓発を図る。

(3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

ア 収集運搬計画

廃棄物の種類	収集運搬主体	計画収集量	搬入先
し尿 浄化槽汚泥 計	許可業者	2, 600 k1／年 30, 400 k1／年 33, 000 k1／年	木更津市新川園衛生処理場

イ 中間処理計画

施設名	搬入する廃棄物の種類	処理見込量	処理主体
木更津市新川園衛生処理場	し尿 浄化槽汚泥 計	2, 600 k1／年 30, 400 k1／年 33, 000 k1／年	委託
君津地域広域廃棄物処理施設	し尿浄化槽脱水汚泥	1, 400 t／年	委託

ウ 最終処分計画

処分方法	処分物	処分見込量	処理主体	委託先
埋立処分	溶融飛灰	58t／年	委託	適切な処分場が確保されるまでの間、株式会社かずさクリーンシステムにて貯留保管する。

エ し尿処理施設の適正な維持管理

- (ア) 新川園衛生処理場は、老朽化が著しいことから、適正な維持管理と計画的な補修・改修を行う。
- (イ) 新川園衛生処理場は、引き続き包括的民間委託による運転管理を行う。
- (オ) 新川園衛生処理場の老朽化を考慮し、木更津下水処理場への機能移転に向け、関係法令及び事業進行計画を都市整備部下水道推進室と協議し、整理する。

3 適正処理困難物

条例第19条第1項で定める適正処理困難物は次のとおりとする。

石、砂、砂利、土、灰、石膏ボード、外壁材、屋根材、断熱材、コンクリート製品・コンクリートくず、レンガ、タイル、瓦、アスファルト、プレハブ、その他建築・建設廃材に類するもの、浴槽、給湯器、湯沸かし器、電器温水器、太陽熱温水器、ソーラーシステム、ボイラー、オイル・廃油、ガソリン・混合ガソリン、灯油、揮発油、ペンキ・塗料類、灰、プロパンガスボンベ、農薬、劇薬、在宅医療廃棄物（感染性のあるもの）、温度計（水銀を使用しているもの）、体温計（水銀を使用しているもの）、血圧計（水銀を使用しているもの）、二輪車（オートバイ・バイク・ミニバイク）、自動車・二輪車用部品、ホイール、タイヤ、消火器、充電式電池、ボタン電池、バッテリー、リチウムイオン電池、ボウリングの球、サーフボード、FRP（繊維強化プラスチック）製品、ピアノ、耐火金庫、農林漁業用機械・器具など

4 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

(1) 許可方針

一般廃棄物処理業許可については、事業系一般廃棄物の排出量が著しく増加し、本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合を除き、次の一般廃棄物処理業許可業者以外には、新たな許可はしないものとする。

ただし、廃棄物の広域的な処理やリサイクルを促進する観点から必要と認めた場合はこの限りではない。

(2) 一般廃棄物処理業許可業者

業種	廃棄物の種類	業者名	所在地	備考
収集運搬業	ごみ	(有)アスカ	木更津市ほたる野3-6-11	地区限定
		エルエス工業(株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-2-8-503	廃棄物種類限定
		(有)長田	木更津市八幡台1-3-7	
		株金田臨海総合	木更津市瓜倉985	地区限定 事業所限定
		(有)木更津清掃社	木更津市中野143	
		木更津リサイクル(株)	木更津市潮見6-16-3	
		(株)共進社	木更津市岩根4-9-19	
		(有)グリーン	木更津市ほたる野4-10-20	
		(有)栗原商店	木更津市高砂1-9-26	
		(有)大丸運輸	木更津市潮浜2-1-31	
		(有)丸三清運	木更津市戸国421	

		(有)三重商事	木更津市長須賀 2398-1	事業所限定
し尿及び 浄化槽 汚泥	(有)安藤清掃社 (株)君津清掃設備工業 (株)KOUZUKI (株)ホワイト	(有)安藤清掃社	木更津市菅生 850-7	
		(株)君津清掃設備工業	袖ヶ浦市横田 3954	地区限定
		(株)KOUZUKI	木更津市万石 580-1	
		(株)ホワイト	木更津市新田 3-5-15	
浄化槽 汚泥	(株)葵商事 (有)君津清掃社 袖ヶ浦興産(株)	(株)葵商事	木更津市畠沢 3-7-5	施設限定
		(有)君津清掃社	君津市中野 1-26-34	
		袖ヶ浦興産(株)	袖ヶ浦市藏波 26-2	
処分業	ごみ	(株)かずさクリーンシステム	木更津市新港 17-2	中間処理 (溶融)
		(株)佐久間	木更津市潮浜 2-6-9	中間処理 (選別・圧縮・梱包)
		(株)東京木工所	木更津市木材港 4-1	中間処理 (破碎)
運搬業	ごみ	(有)内山建設	君津市三直 1274	市外から、 本市に所在 している家 電リサイク ル法に基づ く指定引取 場所や、君 津地域広域
		(有)栄光商事	君津市三直 1287	
		(有)ケーアイコーポレーション	木更津市港南台 1-41-4	
		(有)鈴木建材総業	君津市三直 1268	
		(有)ヒロセ	君津市坂田 1279-1	
		(株)八千代商事	君津市坂田 309-16	

	(有)山田板金工業所	君津市常代 5-7-11	廃棄物処理施設への廃棄物の搬入に係る許可
	(有)天笠商事	富津市大堀 2-18-6	
	(有)大滝商会	富津市新富 64-3	
	(有)クリーンケアフツ	富津市大堀 2043-3	
	(有)栄屋	富津市大堀 1613	
	サンエルティ(株)	富津市亀沢 657	
	(有)新栄容器	富津市大堀 3-23-11	
	日本ビル防災(株)	富津市富津 49-13	
	富津美掃(株)	富津市富津 49-12	
	房総建材工業(株)	富津市下飯野 1306-4	
	吉原商事(株)	富津市湊 812-1	
	大平興産(株)	東京都千代田区内幸町 2-2-2	君津地域広域廃棄物処理施設から発生する溶融飛灰を市外へ運搬する。
	株市川環境エンジニアリング	市川市田尻 2-11-25	
	芝崎商事(株)	袖ヶ浦市横田 1866	
	袖ヶ浦興産(株)	袖ヶ浦市蔵波 26-2	市外から、本市に所在している家電リサイクル法に基づく指定引取場所への廃
	(有)大昌	袖ヶ浦市蔵波台 1-4-18	

		鎌滝運送(有)	市原市平蔵 2605	棄物の搬入 に係る許可
--	--	---------	------------	----------------

(3) 凈化槽清掃業許可業者

業者名	所在地
(有)安藤清掃社	木更津市菅生 850-7
(株)君津清掃設備工業	袖ヶ浦市横田 3954
(株)KOUZUKI	木更津市万石 580-1
(株)ホワイト	木更津市新田 3-5-15
(株)葵商事	木更津市畠沢 3-7-5
(有)君津清掃社	君津市中野 1-26-34
袖ヶ浦興産(株)	袖ヶ浦市藏波 26-2

5 関連施設の概要

施 設 名	木更津市クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）
所 在 地	木更津市潮浜三丁目 1 番地
廃棄物の種類	不燃ごみ・粗大ごみ
処理方法及び処理能力	横型回転式破碎機（衝撃剪断併用式） 25 t / 5 時間

施 設 名	君津地域広域廃棄物処理施設
所 在 地	木更津市新港 17 番 2
廃棄物の種類	可燃ごみ・不燃ごみ・し尿処理施設脱水汚泥・焼却残渣
処理方法及び処理能力	焼却（ガス化溶融） 450 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉、125 t / 日 × 2 炉)

施 設 名	株佐久間木更津リサイクルセンター
所 在 地	木更津市潮浜二丁目 6 番地 9
廃 棄 物 の 種 類	びん・かん・ペットボトル・その他プラスチック製容器 包装
処理方法及び処理能力	選別・圧縮・梱包 44 t／日

施 設 名	木更津市新川園衛生処理場
所 在 地	木更津市牛袋 469 番地の 1
廃 棄 物 の 種 類	し尿・浄化槽汚泥
処理方法及び処理能力	一次処理 標準脱窒法（混合分解法） 二次処理 無酸素好気法 高度処理 凝集剤添加加圧浮上法 110 k1／日